

議会・議員の評価検証手法に関する実施要領

令和5年3月

議会運営委員会

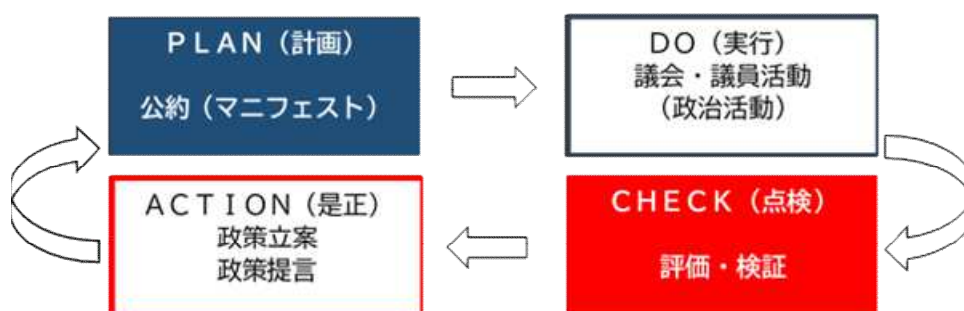
1 議会・議員評価検証の目的

本市議会では、平成27年度に議会基本条例に掲げる活動目標の取組状況について、各会派を中心に内部評価を実施し、不十分と判定した項目については、その改善目標を設定し、取組を進めてきた。

あわせて、改選後の議会基本条例の理念の共有と議会活動の取組評価の継続を目的に条文を一部改正することで実施方針をより明確にもしている。

また、平成30年度には、この内部評価結果に基づき有識者による外部評価を実施し、内部評価の妥当性などの評価検証も重ねてきた。

令和5年度は、任期最終年度であり、最高規範である議会基本条例に掲げる議会・議員の責務について、外部評価で指摘を受けた視点も含みながら、我々のこれまでの活動を自ら評価検証し、そこから見えてきた課題から次の活動目標（指針）を設定することを目的とする。

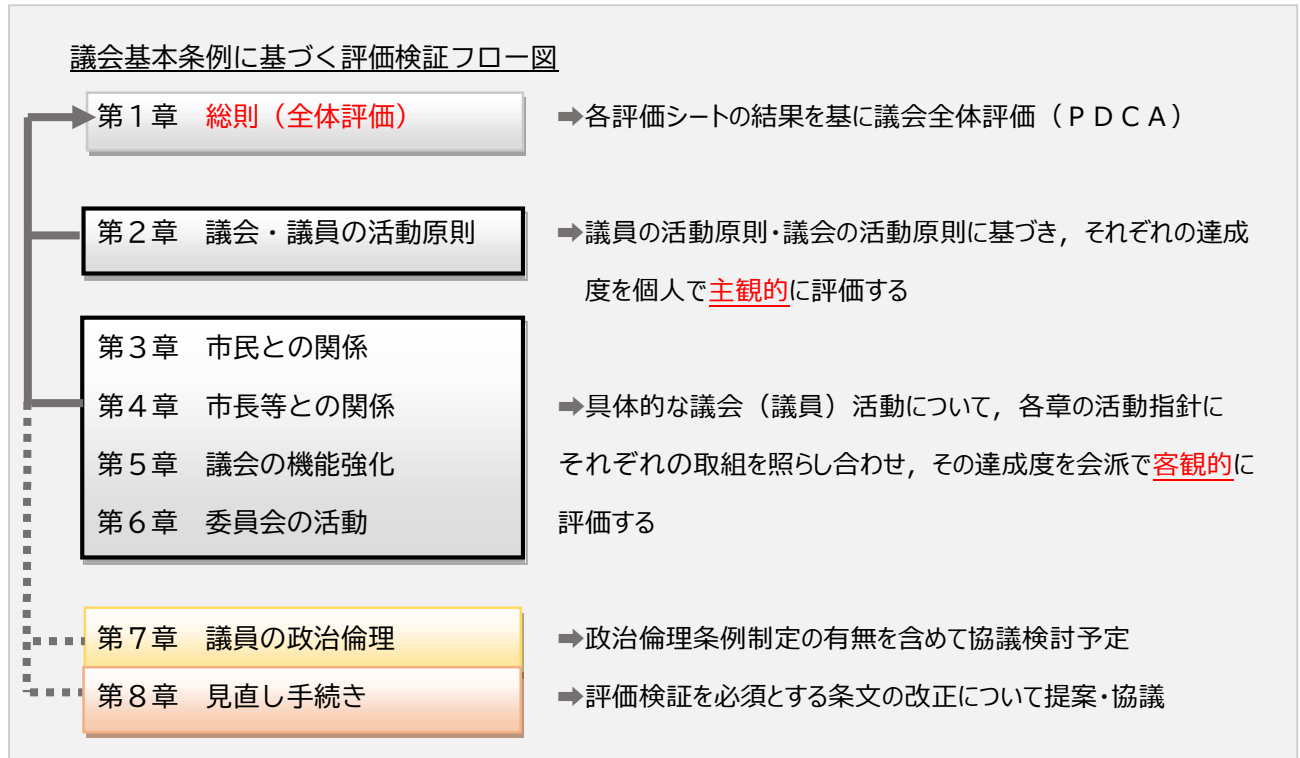


議会におけるPDCAサイクルを循環させる

2 評価検証の考え方について

最高規範である「三次市議会基本条例」の各章に掲げられている活動指針やその責務に沿い、議員活動、議会活動の二つ視点から評価検証を行う。

なお、評価検証の考え方のイメージは下記のフロー図に示すとおりである。



3 議員活動の評価検証について

▶ 議員活動（公約取組）評価検証シート」……（別紙1関連）

議員活動の評価検証は、議会基本条例第2章「議会・議員活動の原則」に紐づける。

同章第4条（議員の活動原則）については、有権者に約束した公約の実現に向け、任期中の取組について、下記（表1）に示す共通項目毎に、その達成状況を議員個々が主観的に（表2）に示す達成度個人判定表から数値化する。

また、それぞれの公約の評価検証を総じて、（表3）に示す議員活動全般に係る自己活動評価判定を表す。

評価検証シートの右セルには、上段に達成度を判断した（選択した）具体的な活動・取組事例をできるだけ詳細に記載し、下段に取組が不十分であると考えた内容や、現状の課題など、その解消に向けた方法などを積極的に提案する。

このことが、三次市議会としての評価となり、今後の取組に繋がっていく。

なお、シートに掲載する議員の公約は、次の各資料等から引用するものとし、この作業は事務局が担う。最終的には、委員がそれぞれの会派所属議員の確認を行い、評価検証シートの体裁を整える。

- (1) 令和2年4月12日執行三次市議会議員一般選挙候補者選挙公報
- (2) 選挙運動用ビラ
- (3) その他参考となる資料等

また、第3条（議会の活動原則）については、公約の評価検証に用いた10の共通項目を議会改革プランに掲げる「情報共有」「住民参画」「機能強化」に分類し、個々の議員活動がどのように、議会活動に掲げる大きな目標である3項目に繋がっているのかをAからDで判定し、分析をする。

（表1） 議員活動の評価検証 共通項目

共通活動事項	区分
(1) 日常的に住民や関係機関等と連携を密にし、合意形成を図っている	情報共有
(2) 地域報告会・団体意見交換会等で議会・議員活動について、説明責任を果たしてきた	
(3) 市政だよりの発行やホームページ等、あらゆる媒体を活用し、活動状況を発信している	
(4) 住民自治組織や各種団体の活動に積極的に関わり、自らまちづくりを実践している	住民参画
(5) 住民・地域と行政とをつなぐ役割を積極的に担い、課題解決に向けての活動を行ってきた	
(6) 住民・地域の意見を常に聞ける窓口的な機能を有し、施策の参考としている	
(7) 一般質問等を通じて、公約の実現をめざして政策や課題改善の提案を行っている	機能強化
(8) 政策立案について、国・県、他市の状況等を調査研究し、しっかりとした根拠をもって行っている	
(9) 委員会審査等の質疑は、自らの考えのもとで要点を明確にした発言をしている	
(10) 政策実現のため、研修会や勉強会へ参加し、個人のスキルアップを図っている	

注意 上記、共通活動事項(1)～(10)までの文書の前に「**公約の実現のために**・・・」と加えて、自己評価を行ってください。

(表2) 達成度個人判定表

区分	自己分析	数値的指標
A+ (+ 5)	公約実現に向け、設定した活動目標を上回る取組ができた	100%以上
A- (+ 4)	公約実現に向け、設定した活動目標に近い取組ができた	80%以上 100%未満
B+ (+ 3)	公約実現に向け、設定した活動目標には少し届かなかったが、一定水準の取組はできた	60%以上 80%未満
B- (+ 2)	公約実現に向け、設定した活動目標に対し、取組が下回った	40%以上 60%未満
C (+ 1)	公約実現に向け、設定した活動目標に対し、大きく下回る取組となった	40%未満
D (± 0)	公約実現に向けての取組が出来ていない	10%未満

(表3) 自己活動評価判定表

判定	割合値 (達成点/合計)	最終評価
A	80%以上	公約実現に向け、積極的な活動ができ、住民の期待に応えることができた
B	60%以上	公約実現に向けて、十分とは言えないが一定水準の活動ができ、住民の期待に対して、概ね応えることができた
C	60%未満	公約実現に向けての活動は不十分であり、住民の期待に応えられていない

4 議会活動の評価検証について (別紙2関連)

▶ 議員活動評価検証シート」……………(別紙2関連)

議会活動の評価検証は、議会基本条例第3章「市民との関係」、第4章「市長等との関係」、第5章「議会の機能強化」、第6章「委員会の活動」にそれぞれ紐づける。

各章の活動指針に繋がる主な活動(表4)について、本市議会での取組はどうであったのかを(表5)達成度会派判定表に基づき、会派でその状況を客観的に数値化する。

また、各章で判定された数値の合計から(表6)で示す議会活動全体の評価を判定する。

シートの右セルには、上段に今の議会活動に欠けていることなどの課題と捉えている取組を記載し、下段には、その課題解決に向けた新たな活動目標や具体的な取組を記載し、提案する。

(表4) 議会基本条例第3章～第6章 議会活動の評価検証 共通項目

第3章 市民との関係（情報公開／説明責任）
(1) 議会報告・懇談会を有効な広報広聴の機会と捉え、企画段階から議会全体で取り組んでいる
(2) 議会報告・懇談会での発言や質問による回答は、意欲的に行われている
(3) 地域行事に積極的に参加しており、住民と広く対話ができている
(4) 定期的に地域報告会等を開催し、様々な議会活動を住民に対し説明している
(5) 議会だよりの編集（一般質問）に際し、読者にとって分かりやすい記事や資料画像の提供が行えている
(6) 議会だよりに、議会情報が分かりやすく掲載されており、住民に親しみを持たれている
(7) ホームページは、多くの議会情報を的確に提供するツールとなっている
(8) 請願・陳情が提出された背景を十分に把握するため、あらゆる角度から調査研究が行われている
(9) 発言内容は、住民目線に立ち、誰にでも伝わるように心がけている
(10) 会派・議員活動を通じて、日ごろから住民・地域へ積極的な情報提供を行っている
第4章 市長等との関係（事務執行の監視と評価／政策立案・政策提言）
(1) 市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係が構築できている
(2) 一般質問は、事業の課題の抽出、現状把握などの事前準備を十分に行い通告している
(3) 一般質問は、通告制や議会運営委員会における申し合わせ等を十分理解した上で行われている
(4) 一般質問は、一個人の意見や要望ではなく、広く市全体に関わる内容で構成されている
(5) 一般質問は、大所高所から行われており、主に市の政策水準を高める提案となっている
(6) 質問項目は、一過性のものに捉われず、会派等で十分な協議・検討が行われた内容となっている
(7) 質疑は、簡潔明瞭で相手に対して伝わりやすく、また、事業評価において効果的なものとなっている
(8) 質疑は、施策や事業の不明点等を明らかにしており、意見や要求にはなっていない
(9) 市民の暮らしに目を向けた意見書等の提出に努めている
(10) 全体的に市政の評価検証の議論のもとで、活発な議会（政務）活動が行われている
第5章 議会の機能強化（会派／スキルアップ／議会改革）
(1) 会派は、共通の理念や同じ方向性に基づき、政策決定を行っている
(2) 市政について、会派内で様々な角度から検証を行うなどの課題整理が行われている
(3) 各委員会所属議員から会派内に情報が迅速に正しく、また、適切に伝えられている
(4) 政務活動費は、その趣旨に沿って有効的に使用されており、透明性も確保されている
(5) 政策形成や立案能力向上のために、積極的に研修会や勉強会に参加している
(6) 国・県の動向や他市議会の活動状況など、あらゆる情報を常にチェックしている
(7) 議会改革の過程を十分に認識するとともに、課題解決に向け意欲的に取り組んでいる
(8) 専門的な行政執行事務の調査を行うため、学識経験を持ち合わせている人材を活用している

(9) 個々のスキルアップのために、議会図書室（レファレンスサービス）を有効的に利用している
(10) 議会運営を円滑及び効率的に行うために、議会事務局と連携を密にしている
第6章 委員会の活動（委員会の役割／委員会の活性化）
(1) 議案の内容を正しく理解するため、事前の調査研究が行われている
(2) 質疑は、基本条例第9条の規定（提案の経緯、財政措置、年経費等）に基づき行われている
(3) 関係者（機関）ヒアリングや現地調査等をしっかりと行っている
(4) 事業（予算等）審査は、事業の妥当性や財政状況等をしっかりと踏まえた上で行われている
(5) 委員会は、正副委員長のリーダーシップのもとで活性化され、予備的審査機関の役割を果たしている
(6) 委員長報告は、個人の意見では無く、議員間で十分なコンセンサスのもとで作成（報告）されている
(7) 所管事務調査では、事業説明に留まらず、政策提案が行えるように議員間の議論が行われている
(8) 視察研修は、市政の課題を精査した上で計画され、改善策等が提案できる取組につながっている
(9) 委員会が委員間相互の自由闊達な討議を中心としたものとなるよう、改革を進めている
(10) 議員は、委員会活性化に向け、様々な課題の解決をめざす意識を常に持っている

注意 上記、それぞれの共通項目(1)～(10)までの文書の前に「我々、三次市議会は（では）（の）・・・」
「我々、議員は・・・」と加えて、全体評価を行ってください。

(表5) 達成度会派判定表

区分	会派での分析	数値的指標
A+ (+5)	議会基本条例に掲げる活動指針が十分に反映された、積極的かつ効果的な取組が行われている状態	90%以上
A- (+4)	議会基本条例に掲げる活動指針に基づき、一定水準の取組が行われている状態	70%以上 90%未満
B+ (+3)	議会基本条例に掲げる活動指針に沿って、取組が行われているが、一部課題も見えている状態	50%以上 70%未満
B- (+2)	議会基本条例に掲げる活動指針を一応は理解し、取り組まれているが、求められている水準に届いていない状態	30%以上 50%未満
C (+1)	議会基本条例に掲げる活動指針を理解しているか疑問であり、また、取組実績も乏しく、成果がほぼ見えない状態	30%未満
D (±0)	議会基本条例に掲げる活動指針も理解されておらず、取組自体も全く見えない状態	10%未満

(表6) 議会活動評価判定表

判定	割合値 (達成点/合計)	最終評価
A	80%以上	議会基本条例に掲げる活動指針に基づいた議会活動が概ね行われている
B	60%以上	議会基本条例に掲げる活動指針に沿った議会活動とはなっているが、本来の目指す姿ではないことから、さらに取組を強化する必要がある
C	60%未満	現在の議会活動では、議会基本条例に掲げる活動指針とは、大きくかけ離れているため、早急に課題を抽出し、議会全体で改善に向けての検討が必要である

5 議会基本条例に沿った議会・議員活動の評価検証について

▶ 三次市議会取組評価検証シート ……(別紙3関連)

各議員が作成した「議員活動（公約取組）評価検証シート」及び各会派で作成した「議会活動評価検証シート」について、本委員会において確認するとともに、議会基本条例各章の活動状況の判定を表す、別紙3「三次市議会取組評価検証シート」の取りまとめを行う。

第1章の総則については、委員会において、それぞれの評価検証シートを基に課題等を抽出するとともに、抽出した課題を解決する新たな取組を検討し、次の議会全体の取組について確認する。

第2章の議会・議員の活動原則から第6章の委員会の活動までの4項目についても評価検証シート結果を基に、別紙3のシートにて、評価判定を行い、課題から見えてくる新たな取組を共有していく。

6 議会基本条例第7章(議員の政治倫理)及び第8章(見直し手続き)の評価検証について

(1) 第7章（議員の政治倫理）について

第3回委員会「今後の協議スケジュール」において「政治倫理，長期欠席等に係る報酬等の特例に関する調査・研究」を行うよう確認した。

この議員の政治倫理条例の制定に関しては、議員のセクハラやマタニティーハラスメントを防ぐ，また，議員に対する同様な行為を防止するために研修の実施，相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものと規定された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の令和3年6月の一部改正にも繋がり，推進主体として位置付けられている議会の責務でもある。

4 性的な言動等に起因する問題への対応 (新第9条関係)

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動，妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施，当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

ちなみに、全国で議員を対象に政治倫理条例を制定している都市（指定都市を除く）は259団体であり、県内の自治体では、府中市（府中市議会議員政治倫理条例：平成20年3月31日施行）と尾道市（尾道市議会議員政治倫理条例：令和2年3月12日施行）の2市となっている。（地方自治研究機構令和4年12月28日更新）

また、同じく検討事項としている「長期欠席等に係る議員報酬等の減額等に係る条例」を定めている県内の自治体は、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、大崎上島町及び神石高原町と今年の12月定例会で条例を可決した広島市がある。

(2) 第8章（見直しの手続き）について

平成28年3月定例会にて、三次市議会基本条例の一部改正を行った。その内容は、改選後に行う議会基本条例の研修に期限を設けることと、平成28年に議会運営委員会で議会基本条例の条項に沿って、議会での活動を評価検証した取組を継続しようとするものであった。

ただ、第20条に追加した「一般選挙を経た任期中に検証を行い」という条文については、任期中にいったい何について検証を行うのか、対象が何であるのかが不明瞭であり、改正の本来の趣旨からは、少し離れているようにもとれる。

また、外部評価の指摘にもあった第17条第2項にある「議会が専門知識を有する事務局職員を採用する」といった、今後も見込みもない規定は、削除することの検討も必要である。

さらには、議長が活動方針に掲げる、若者や女性、子育て世代、民間サラリーマン等「多様な人材の議会参画」を促すための条文の追加も検討する必要がある。

現行の議会基本条例については、この間、大きく変化してきた社会情勢に対応できるよう改正することも検討が必要である。

今回の議会・議員活動評価検証のシート作成が終わり次第、条文の改正や文語の加除についても議論していく予定である。

7 今後のスケジュールについて

評価検証作業のスケジュールについては、令和5年3月定例会以降の各定例会時期をポイントに設定し、次の作業工程（素案）に基づき進める。

また、作業を行う過程で、この評価検証方法が果たして現状を適切に反映できているのかといった作業内容自体の検証を行うよう考えている。（※）

令和5年	令和6年
▷ 評価検証実施要項作成（委員会）	▷ 課題解消に向けた新たな取組目標の設定（委員会）
▷ 評価検証実施要領の説明（全員協議会）	▷ 委員会（最終）報告案の検討・作成（〃）
6月定例会	▷ 正副議長への報告（〃）
▷ 評価検証作業開始	3月定例会
9月定例会	▷ 委員長（最終）報告
▷ 評価検証作業の検証（見直しを含む）※	
▷ 評価検証完了（個人・会派）・回収	
12月定例会	
▷ 評価検証分析・課題抽出（委員会）	

8 評価検証結果の取扱いと公表について

北海道福島町議会では、議会基本条例の実効性を担保するために、自らが議会、議員評価を行うとされ、岩手県滝沢市議会の議会基本条例では「議会評価を1年毎に行い、評価結果を市民に公表する」と規定されている。

議会、議員活動の評価を実施している、いずれの市議会もこの評価結果の公表に関しては「議会、議員の活動を振り返り、しっかり評価検証をし、次へ連動させることが大切である。住民へ理解されていない活動状況を周知する事も重要である」との考えのもとで取組まれている。

昨年、実施した「市民アンケート」結果や早稲田大学マニフェスト研究所の調査からも「議会活動、議員活動が見えない」「マニフェストは検証されず言いつばなし」といった意見がある。

今回の評価検証作業は、我々の取組を市民に周知する機会でもあり、特に公約の評価については、個々の議員が活動報告や後援会活動でも利用できるツールに成りうると思う。

この評価検証結果については、市民に分かりやすく公表することも検討しているが、その手法については、今後の委員会の検討課題と提起する。

【参考】 調査：早稲田大学マニフェスト研究所

○「地方議員は何をしているか分からない」52.7% （そう思う）

○「選挙運動用ビラの政策で当落が決まる方が望ましい」55.0% （強くそう思う、少しそう思う）

○「マニフェストは検証されず言いつばなしだと思う」 71.4% （強くそう思う、少しそう思う）

（調査概要）・調査方法 インターネットリサーチ ・調査期間 令和5年2月10日～14日

・調査対象 全国の18歳以上の男女有権者 ・有効回答数 1,332人